

06 静保健介第 410 号

令和 6 年 4 月 23 日

各介護サービス事業者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課  
事業者指導担当課長

令和 6 年度介護報酬改定に伴う介護給付費及び第 1 号事業支給費算定に係る体制等に関する届出（6 月 1 日算定開始分）について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、本年 6 月 1 日から令和 6 年度介護報酬改定により新設された介護給付費（加算を含む。以下同じ。）を算定する場合や、既存の介護給付費及び第 1 号事業支給費の算定を見直す場合は、介護給付費算定に係る体制等に係る届出を、事業所又は施設ごとに下記のとおり提出してください。

## 記

### 1 加算の届出の考え方

別紙「サービスごとの加算の届出の考え方（令和 6 年 6 月 1 日算定分）」のとおり

**※全サービスにおいて必ず確認をお願いします。**

**（処遇改善加算は、新加算となり新たに届出が必要になります。また報酬改定が 6 月施行となるサービスもあります。）**

**※既に届出を提出済である、又は上記資料の内容に該当がない場合は、届出は不要です。**

### 2 提出書類

●次の（1）～（3）の提出書類は、静岡市ホームページからダウンロードしてください。

【加算の届出（『介護給付費算定に係る体制等に関する届出書』）について】

掲載場所：静岡市ホームページ <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s002971.html>

#### （1）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

次のア～ウから、サービスごと、届出書を用意してください。**同一事業所番号で複数のサービスを提供している場合であっても、届出書はサービス種類ごとに作成**して下さい。ただし、同一サービス事業に係る居宅サービスと介護予防サービスは 1 枚の届出書に記載できません。

ア 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【居宅サービス・居宅介護支援、介護保険施設用】」

イ 「第 1 号事業支給費算定に係る届出書【介護予防・日常生活支援総合第 1 号事業】」

ウ 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【地域密着型サービス、介護予防支援用】」

(2) 介護給付費算定に係る体制等状況表（令和6年6月用）

サービスごとに提出が必要です。介護予防サービス、短期利用型を算定している場合も、漏れなく体制等状況表を提出してください。

(3) 添付書類

- ・添付書類が必要な加算については、上記（2）介護給付費算定に係る体制等状況表の備考欄（下部のシートタブ）に記載されていますのでそちらを御確認ください。なお、様式等の内容が変更になった場合や追加で添付書類等の提出が必要になった場合は改めて御連絡します。
- ・添付書類は、今回新たに算定する加算・減算に関してのみ提出してください。
- ・同一サービスに係る居宅サービスと介護予防サービスの届出を行う場合、同一の加算項目に係る添付書類で内容が全く同じものについては、介護予防サービスの届出書への添付を省略できます。（例 訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護でサービス提供体制強化加算を「4：加算Ⅰ」として届出する場合の添付書類 など）

3 提出部数 1部

※事業所の控え分は含まれていません。市の受領印を希望する場合は、提出時に「届出の写し」を持参、又は「届出の写し」及び「返信用封筒」を同封し郵送にて御提出ください。

4 提出期限 居宅系 令和6年5月15日（水）

施設系 令和6年6月1日（土）

5 提出方法・提出先

※多数の書類提出が予想されるため、極力来庁での提出はお控えください。

提出方法	提出先
郵送 <u>※提出期限当日の消印有効</u>	〒420-8602 静岡県葵区追手町5番1号 静岡県保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課 14階 事業者指導第1係・第2係
Logo フォーム	下記URLより、項目を入力、必要書類を添付の上、提出してください。 <a href="https://logoform.jp/form/79j2/566103">https://logoform.jp/form/79j2/566103</a> ※添付可能な容量を超過する場合は、添付ファイルを圧縮（ZipFile）又は複数回に分けて提出してください。

6 その他注意事項

改定内容及び令和6年度介護報酬改定に係るお問い合わせについては、下記URLより「令和6年度介護保険制度の改正について」を確認ください。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s012522.html>

## 7 参考

- ・厚生労働省ホームページ（令和6年度介護報酬改定について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

担当 静岡市介護保険課

事業者指導第1係 電話 054-221-1088

事業者指導第2係 電話 054-221-1377